

J A F 国内カーブ競技規則

1972年 1月 1日制 定	1998年 1月 1日施 行
1990年10月19日改定施行	1998年10月29日改 定
1991年10月23日一部改定	1999年 1月 1日施 行
1993年 7月21日一部改定	2004年12月 3日改 定
1994年 1月 1日施 行	2005年 1月 1日施 行
1994年10月13日一部改定	2021年 8月 3日改 定
1995年 1月 1日施 行	2022年 1月 1日施 行
1995年10月 5日改 定	2024年 7月26日改 定
1996年 1月 1日施 行	2024年 8月 1日施 行
1997年10月23日改 定	

J A F 国内カート競技規則

第1章 総 則

第1条 J A F 国内カート競技規則

J A F 国内カート競技規則は、国内競技規則に基づく、カート競技全般に適用される特別基本規則である。

第2条 規則の制定および改定

この規則と、これに基づく細則、および諸規定の制定ならびにその増補改定は、この規則の一部となるものである。

J A F はこれらの施行に際してその都度公示をするが、カート競技の関係者は、すべてこれに従わなければならない。

第3条 カート競技の規則

カート競技は、国内競技規則、J A F 国内カート競技規則、およびそれに基づく諸規則、諸規定と、個々のカート競技の組織者が定める特別規則によって規制される。従ってこれらの規則に準拠することなく、カート競技会を組織し、あるいは開催してはならない。

第2章 カート競技会の組織

第4条 カート競技会の組織

国内におけるカート競技会は、次のクラブまたは団体によって組織される。組織に関する細目は、「カート競技会組織に関する規定」に定める。

1. J A F
2. J A F 登録カートクラブ
3. J A F 登録カート団体

(注) クラブおよび団体の登録については、「カートクラブおよび団体の登録規定」に定める。

第5条 カート競技会の組織許可

カート競技会を開催するにあたっては、J A F の組織許可を必要とする。組織許可を受けることなくカート競技会を組織し、競技を行い、あるいはこれに関与するときは、いかなる場合も、国内競技規則およびJ A F 国内カート競技規則の違反となり、国内競技規則の罰則が適用される。また本規則に準拠しない競技が公認された競技会に含まれているときは、その組織許可は無効となる。この場合オーガナイザーは、エントラントから受け取ったすべてのエントリーを返済しなければならない。

第6条 組織許可の条件の付与、拒否および取消

J A F は、必要に応じて組織許可に条件を付与し、または拒否し、あるいは許可を取消することができる。

第7条 練習・模範走行行事

競技運転技術向上あるいはその模範を示すことを目的として行われる行事を言う。

練習・模範走行行事には、競技の要素を含むことなく、賞典を定めず、計測が行われてもその結果を公表せず、かつ車両は同時スタートを伴ってはならない。

また、当該行事が競技の形式を持つ場合でも、予め行事の詳細についてJ A F に文書で申告がなされ、その行事を競技とはみなさない旨を認められ、かつ当該行事が申告通りに行われた場合、これを競技とはみなさない。

第3章 カート競技会の種別と定義

第8条 レー ス

同一コース上において2台以上の車両が同時に出走し、速度が順位判定の決定的要素となる競技。

第9条 カート競技会の種別

カート競技会の種別と格式は、それぞれ次のように定義する。

1. クローズド：競技参加者は、組織する登録カートクラブまたは団体のメンバーのみに限定される。ただし、3クラブ（団体を含む）までの共催が認められる。
2. 制限付：カートもしくは参加資格者を制限するイベントである。ただし、J A F が発給した当該格式に有効な競技ライセンスの所持者でなければならない。
3. 準国内／国内：J A F が発給した当該格式に有効な競技ライセンスの所持者のすべてが参加できる。

4. 準国際：国際カート規則に準拠して、その地域を統轄する A S N が定めたカート競技規則に従い、数ヶ国が合同して、C I K - F I A の承認のもとに組織される国際競技である。C I K - F I A のメンバーである A S N が発給した、当該競技に有効な国際競技ライセンスを所持し、そのエントリーが、本人の所属する A S N によって承認された者のみが参加できる。
5. 国際：国際カート規則に基づき、C I K - F I A の承認のもとに組織される国際競技である。参加者の条件は、準国際と同じとする。
6. ジュニア準国内／ジュニア国内：J A F が発給した当該格式に有効なジュニア競技ライセンスの所持者のすべてが参加できる。
7. ジュニア準国際：国際カート規則に準拠して、その地域を統轄する A S N が定めたカート競技規則に従い、数ヶ国が合同して、C I K - F I A の承認のもとに組織されるジュニアのための国際競技である。C I K - F I A のメンバーである A S N が発給した、当該競技に有効なジュニア国際競技ライセンスを所持し、そのエントリーが、本人の所属する A S N によって承認された者のみが参加できる。
8. ジュニア国際：国際カート規則に基づき、C I K - F I A の承認のもとに組織される、ジュニアのための競技である。

参加者の条件は、ジュニア準国際と同じとする。

第10条 カート競技会の格式の順位

カート競技会の格式について、その順位を次の表の通りとする。

格式の順位	格 式
1	国 際
2	準 国 際
3	国 内
4	準 国 内
5	制 限 付
6	ク ロ ーズ ド

第11条 カート競技会の呼称

国内で組織される競技会において、グランプリまたは選手権および全日本または全国の呼称は J A F によって統制され、その許可がなければ使用することはできない。コンチネンタル、あるいは世界（世界選手権、トロフィー、カップ等）の呼称は国際カート委員会（C I K - F I A）によって統制されている。上記の呼称は、同意語、略称などについても同様に許可を必要とする。

第12条 カートプリ

カートプリのタイトルは、J A F によって統制され、その許可がなければ使用することができない。

第13条 選手権競技

「全日本カート選手権」、「地方カート選手権」、または「ジュニアカート選手権」のかかったイベントについては、別に定める「日本カート選手権規定」に従うものとする。

その他の選手権競技は、J A F に登録したクラブ、またはカート団体がこれを開催することができるが、この場合、競技会の名称に主催クラブ名を冠するものとする。

第14条 J A F カップ

J A F は、カート競技の発展・普及を目的として開催されるカート競技に「J A F カップ」のタイトルを与える。

第4章 カート競技の区分

第15条 カート競技の種別

カート競技には、次の2種類がある。

1. スプリントレース
2. 耐久レース

第16条 カート競技の区分

スプリントレースと耐久レースは、次の内容によって区分される。

1. スプリントレース：スプリントレースとは各ヒートの競技時間が60分以内または走行距離が60km以内の競技を言う。

2. 耐久レース：耐久レースとは各ヒートの競技時間が60分を超え、または走行距離が60kmを超える競技を言う。
注：耐久レースに参加しようとするドライバーは、ライセンス取得後公認競技会に3回以上出場した実績を要する。

第5章 カート競技車両

第17条 カート競技車両の種別

カート競技車両には次の2つの種別があり、その詳細については「国内カート競技車両規則」に定める。

1. 第1種競技車両
2. リブレ（その他の車両）

第18条 4輪車用エンジン搭載の禁止

カート競技に使用する車両は、いかなる場合においても、通常4輪車と呼ばれるカテゴリーに入る車両のエンジンを搭載してはならない。

第6章 カートコース

第19条 カートコース公認

カート競技を行うコースは、J A Fの公認を必要とする。コースの公認については、「国内カートコース公認規定」に定める。

第20条 カートコースライセンスの種別

カートコースライセンスは、当該競技場で開催し得るイベントの格式によって、国際コースライセンスと、国内コースライセンスとに区分される。

国際公認とは、C I K - F I Aによる公認を言い、国内公認とは、国内、準国内、制限付、制限付（クローズド限定）を言う。

またカートコースは、その建設の状態によって、常設コースと臨時コースに区分される。また走路の種別によって、第1種コースと第2種コースに区分される。

第21条 コースライセンスの有効期間

コースライセンスの有効期間は、常設コースにあつてはその年度内、臨時コースにあつては当該イベントの開催期間内とする。

第7章 カートカレンダー

第22条 カートカレンダーの登録

各カート競技会は、その日付および会場についてJ A Fが組織許可を与える前に、「J A Fカートカレンダー」に登録されていなければならない。

カートカレンダーの登録については、「カートカレンダー登録規定」に定める。

第8章 カート競技会への参加

第23条 秩序の維持

競技に参加する者は諸規則に精通し、かつそれを遵守し、秩序ある行動をとらなければならない。これを乱す者は罰則の対象となる。

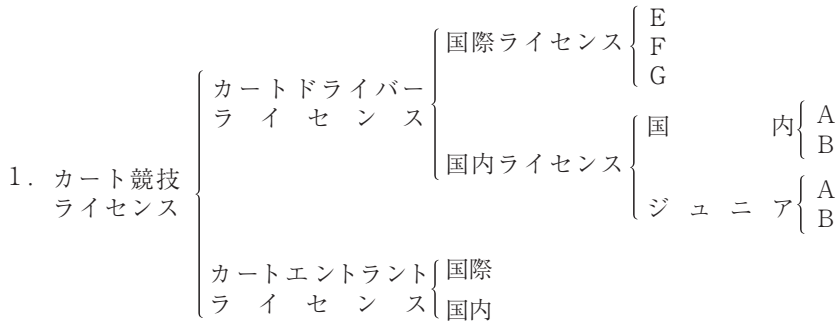
参加者の遵守すべき事項については、「カート競技会参加に関する規定」に定める。

第24条 ライセンス所持の義務

J A Fの組織許可のもとに行われるカート競技会に参加し、ドライバーとして出場し、またはオフィシャルとして役務に従事しようとする者は、すべてJ A Fが発給するライセンスを所持していなければならない。ただし、クローズド競技会においては、そのクラブまたは団体の会員証をもって競技ライセンスに代用することができる。ライセンスの発給については、「カートライセンス発給規定」に定める。

第25条 カートライセンスの種別

カートライセンスの種別を、次の表のように区分する。



2. カートオフィシャルライセンス

1) 技術 (1・2・3級)

2) コース (1・2・3級)

3) 計時 (1・2・3級)

3. カートエキスパートライセンス

第26条 親権者または保護者の承諾

18歳未満の者が競技に参加し、出場し、またはピット要員となる場合は、親権者または保護者の出場承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第9章 カート競技会の運営

第27条 審査委員およびオフィシャルの任命と公表

競技会の運営には、少なくとも審査委員2名と次のオフィシャルが、大会の開催に先立ち組織委員から任命され、かつ公表されていなければならない。

1. 競技長
2. 技術委員長
3. 計時委員長
4. コース委員長
5. 事務局長

第28条 オフィシャルの条件

オフィシャルとなる者は、エントラントまたはドライバーとなることはできない。ただしJ A Fにおいて特に認めた場合はこの限りではない。また競技会によって直接利益をうける立場にある者と利害関係を有してはならない。

第29条 オフィシャルの義務

オフィシャルは、練習走行およびレースの間を通じて役務に従事し、その任務の遂行に責任を持つものとする。オフィシャルは、自己の任務の遂行に必要な場合の他は、自分自身が競技の障害となるような行為をしてはならない。

第30条 カート競技会の運営

カート競技会の運営に関する細目は、「カート競技会運営に関する規定」に定める。

第10章 成績および賞典

第31条 賞金等の授与

オーガナイザーは特別規則に規定していない場合は、競技の最終成績が判明してのち3週間以内あるいは本連盟が指示する期限までにすべて賞金等の授与を行わなければならない。

第32条 ドライバーの重複出場

1人のドライバーは、同一の大会において、1つ以外のチームのメンバーとして出場してはならない。

第11章 保険および危険の表示

第33条 保険の義務

オーガナイザーおよびエントラントは、第34条に定める保険を付保しなければならない。ドライバーがエントラントを兼ねる場合も同様とする。

第34条 保険の条件

カート競技会のオーガナイザー、また競技参加者（ドライバー、ピット要員等）は、保険に関し下記の措置をとらなければならない。

なお、保険加入についてオーガナイザーは大会審査委員会に、また競技参加者（ドライバー、ピット要員等）は競技会事務局に、それぞれ報告しなければならない。

1. 観客に対する保険

オーガナイザー（または、施設所有者）は、競技会開催中、観客に対し、競技の事故による観客の死亡あるいは傷害について、最低1人当たり500万円以上の傷害保険を付保しなければならない。

2. 競技者に対する保険

1) オーガナイザーは、競技会に出場するドライバーおよびピット要員に対し、1人当たり100万円以上のカート競技に有効な保険を付保しなければならない。

2) 競技参加者は、ドライバーおよびピット要員が、上記の規定によりオーガナイザーが付保するカート競技に有効な保険を含め、ドライバーに対しては総額1,000万円以上、ピット要員に対しては500万円以上の有効な保険に加入していることを大会事務局に申告しなければならない。

3. 競技役員に対する保険

1) オーガナイザーは、競技役員のうち、コース上またはこれと類似の場所で役務につく役員に対し、1人当たり100万円以上のカート競技に有効な保険を付保しなければならない。

2) 競技役員は、上記のオーガナイザーが付保するカート競技に有効な保険を含め総額500万円以上の有効な保険に加入していることを、大会事務局に申告しなければならない。

第35条 危険の表示

オーガナイザーは、競技に参加出場する全ての者および観戦者に対し、危険に対する注意を喚起しなければならない。

第36条 人身事故速報の義務

人身事故が生じた場合は、オーガナイザーは、その事故の原因、結果および措置について、有効かつ速やかな方法をもって、J A Fに報告しなければならない。

第12章 罰 則

第37条 罰則の規定

カートに関する規則、細則および規定に基づく特別規則書、公式通知に対する違反には、すべて国内競技規則に定める罰則規定が適用される。罰則を課すことのできる者は、J A Fに承認された当該大会審査委員会、J A Fモータースポーツ審査委員会または、J A Fモータースポーツ中央審査委員会のいずれかとする。

第38条 罰則の種別

罰則の種別は、その軽重により次の通りとする。

ただし、罰金と他の罰則は重複して課することができる。

- 訓戒（叱責）
- 罰金
- タイムペナルティ
- 出場停止（失格）
- 資格停止
- 資格取消

上記のタイムペナルティは分または秒で表示されるペナルティを意味する他、競技結果に対する周回数減算などを含むものとする。

第13章 抗議

第39条 抗議の方法と取扱い

抗議の方法およびその取扱いについては、国内競技規則第12章による。

第40条 抗議の提出

競技参加者の抗議は、抗議の趣旨および理由を示す文書に署名の上、本連盟が規定する抗議料を添えて当該競技会競技長に提出しなければならない。

抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。

第41条 抗議の時間制限

特別規則または競技会審査委員会が特に指定する場合を除き抗議は以下の時間内に提出しなければならない。

1. 競技参加者、運転者、車両の競技会への参加資格の有効性あるいはコースの長さに関する抗議はスタートの1時間前までとする。
2. ハンディキャップまたはヒートの編成もしくは公式通知に対する抗議は、スタートの1時間前までとする。
3. 技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
4. 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。
5. 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。

第14章 控訴

第42条 控訴の準拠する規則

控訴については、国内競技規則第13章による。

第43条 控訴の時間制限

1. 競技会審査委員会に抗議を提出し、その裁定を不服として本連盟に控訴する場合は、その裁定の告知より1時間以内に、本連盟あてに控訴する意思を示す文書に控訴料を添えて当該競技会審査委員会を通じ提出しなければならない。
2. 第43条1. の控訴の理由を示す文書については、競技会審査委員会に規定の時間内に控訴の意思表示および控訴料の納付を行ったことを条件に、当該告知日より2日以内に直接本連盟に提出することができる。
この手続きは同期間内に本連盟あての電報および郵送で行うことができる。
3. 控訴が本連盟のモータースポーツ審査委員会によって裁定された後、それを不服として本連盟中央審査委員会に控訴する場合は、その裁定告知日より7日以内に、あらためて控訴の趣旨および理由を示す文書および控訴料を本連盟中央審査委員会あてに提出しなければならない。
4. 国外での競技参加でC I K - F I Aに国際控訴をする場合は、国際モータースポーツ競技規則185条および本規則に従って、当該競技会審査委員会によって裁定された期日より7日以内に控訴の趣旨および理由書、ならびに控訴料をC I K - F I Aに提出する必要がある。それを考慮して本連盟に手続きをしなければならない。